

2023年4月18日

## 新型コロナウイルス感染症に関する入院共済金等の「特別取扱」の終了について

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、2022年9月26日以降、重症化リスクの高い方※に限定し、自宅療養及び宿泊療養を「入院」と同等とみなして、疾病(病気)入院共済金等のお支払い対象とする「特別取扱」を行ってまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、2023年5月8日より感染症法上の位置づけが、現在の「2類感染症相当」から、季節性インフルエンザ・麻疹・風疹と同じ「5類感染症」に変更されます。

この変更に伴い、**2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方より、「特別取扱」を終了いたします。**

なお、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、他の病気と同様に病院または診療所に入院された場合のみ、疾病(病気)入院共済金等のお支払いの対象となります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### (参考) 医師等により新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		医師等による診断年月日		
		2022年9月25日まで	2022年9月26日～ 2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
自宅療養・ 宿泊療養を された場合 (特別取扱)	重症化リスクの高い方※	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

\* 検査日ではなく、診断日での判断となります。

(赤字の部分が変更となります)

※ 重症化リスクの高い方とは、以下の方をいいます

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠中の方

今後特段の事情が生じ、政府が方針を見直したことにより、本お知らせの内容に変更が生じる場合には、改めてお知らせいたします。

神戸市民生活協同組合  
フリーダイヤル:0120-81-9431